

国立大学法人群馬大学人材養成システム外部評価委員会規程

平成27. 4. 1 制定

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、テニュアトラック制による人材養成システムの実施状況等を評価するため、国立大学法人群馬大学人材養成システム外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 人材養成システムの実施状況の評価に関すること。
- (2) 人材養成システムの実施体制の評価に関すること。
- (3) その他人材養成システムの評価に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、高等教育に関し高い識見を有するとともに、テニュアトラック制に関し深い理解を有する学外者の委員若干人をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告及び公表)

第7条 委員会は、評価の結果を学長に報告するとともに、学内外に公表する。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務局各部及び関係事務部の協力を得て、研究推進部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。